

# 令和6年7月小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年7月8日(月) 午後2時 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

## 3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可後の  
事業計画変更申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する  
意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の  
承認について (所有権移転)

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 農地所有適格法人要件の確認について

## 4. 会議に出席した委員 (21名)

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸	
3番 大中 久敏	4番 天本 守	
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二	(欠席)
7番 白水 壽徳	8番 田籠 新	
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜	
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司	
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子	
15番 野口 忠弘	16番 久光 壽子	
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光	(欠席)
19番 藤井 豊志	20番 藤井 政秋	
21番 柳 昭好	22番 柳 蔵司	(欠席)
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二	

## 5. 会議に欠席した委員 (3名)

## 6. 会議に出席した事務局職員 (3名)

会長：

大変お忙しい中、委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

これから大雨、台風、猛暑となりますが、委員の皆さんにおきましては、お身体に十分注意していただきながら、委員としての活動をお願いしたいと思います。

それでは本日の総会は、議案3件、報告事項3件でございます。委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

### (開会)

議長：

ただいまの出席委員は21名で委員定足数に達しております。

なお、6番、17番、22番委員より、欠席届が出ています。

よって、令和6年7月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところではございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

### [日程第1 議事録署名委員の指名]

議長：

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、5番 草場小夜子委員、9番 田中善道委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

### [日程第2 議案の審査]

議長：

これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、5件を議題といたします。

それでは事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページ、番号1から、2ページ、番号5までの同一案件で、井上地内の畑12筆です。

(面積、貸付人・借受人の説明)

借受人より露天駐車場の敷地拡張のため、事業計画の変更申請されるものです。

(位置図で場所の説明)

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第1号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、井上地内の畑1筆です。議案第1号でご審議していた露天駐車場の敷地を拡張するため申請があったものです。

(位置図で場所、施設概要の説明、立地基準・一般基準の説明)

以上、先月開催しました地区会議においても、了承を頂いております。以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

第1分科会長：

ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

議長：

ただいま報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

次に、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、1件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局：

それでは、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転についてご説明します。

議案書の4ページから5ページにわたります番号1は、大崎地内の田7筆、畑13筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、売買価格等の説明)

なお、先月開催しました地区会議においても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

議長：

事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

第2分科会長：

ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転について、第2分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみました。

なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

議長：

ただいま、報告が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

議長：

特にないようです。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長：

全員賛成でございます。

よって議案第3号は原案通り承認することに決定します。

### [日程第3 報告事項]

議長：

それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。

報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

書記：

それでは、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出2件につきまして報告いたします。

議案書6ページ、番号1は、福童地内の田6筆です。

借人の都合により、合意解約されたものです。

6ページ下段から8ページまでの番号2は、大崎地内の田7筆、畑13筆です。

売買により、合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、2件の報告をいたします。

番号1は、大保地内の畑3筆です。

貸露天駐車場造成のため、届出が提出されたものです。

番号2は、大保地内の畑1筆です。建売住宅の建設のため届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

報告第3号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、5団体の報告をご覧ください。

それぞれ、農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、それぞれの「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、番号1から番号5まで、それぞれ全ての要件を満たしておりますので、それぞれ「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

議長：

事務局から報告が終わりました。

報告事項3件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

特に、無いようです。

以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

議長：

お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長：

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、令和6年7月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

令和6年7月8日(月) 午後2時21分閉会